期日前投票所へのタクシーによる

移動（投票送迎）支援を行います！

自宅等⇔期日前投票所で利用できます

大磯町では、期日前投票所までの移動手段がない高齢の方や障害のある方が投票しやすくするために、タクシーによる移動（投票送迎）支援をします。

利用を希望される方は事前の申し込みが必要です。

【利用期間】

各選挙における期日前投票期間

【利用区間】

自宅又は居所（町内）と期日前投票所（役場本庁舎、国府支所）との往復

※途中下車、乗車地以外への移動はできません。

【利用料金】

無料

【利用対象者】

大磯町の選挙人名簿に登録されている方で、次の①から③のすべてに該当する方

① 投票期間内に町内に居住している方

② 次のア・イ・ウのいずれかに該当する方

ア　要介護１～４のいずれかの認定を受けている

イ　身体障害者手帳の交付を受け、かつ、下肢機能障害、体幹機能障害及び視覚障害の程度が１級から２級のいずれかに該当している

ウ　自宅から期日前投票所までの移動が困難であり、交通手段又は補助の移動手段（家族等の送迎）がない 65 歳以上の方

③ 次のＡ・Ｂのいずれかに該当する方

Ａ　自ら送迎車両まで移動ができる方

Ｂ　自ら送迎車両までの移動や車両への乗車等は難しいが、介助する付添人が同伴できる方（介助者もタクシーに同乗できます）

※郵便等投票や不在者投票できる施設に入院または入所されている方は対象外となります。

裏面もご覧ください

【制度の利用方法】 ※移動支援を利用するには、登録申請が必要となります

1. 利用希望者は、選挙管理委員会へ「移動支援登録申請書」を選挙開始の５日前までに提出します。
選挙管理委員会は審査のうえ、台帳に登録します。

2. 選挙が執行される際に、選挙管理委員会よりタクシー券が送付されます。※投票所入場券は別に送付されます。

3. タクシー事業者に「タクシー利用券」を利用することを申し出たうえで、利用者が送迎日時を直接予約します。

4. 期日前投票日当日、自宅等にタクシーが到着したら、乗務員にタクシー利用券を提示し、投票所に行きます。

5. 投票所で降車し、選挙事務の方に選挙の入場券と一緒にタクシー利用券を渡してください。
タクシー利用券に「受付印」をもらい、受け取ってください。
投票終了後、同じタクシーで帰宅してください。

6. 自宅到着後、タクシー利用券を乗務員に渡してください。

※注意

●利用できるのは期日前投票期間のみで、投票日当日は利用できません。
●配車の状況によっては希望する日時での送迎が難しい場合があります。指定のタクシー会社と調整をお願いします。
●自宅等と期日前投票所の往復のみです。買い物や通院などのための途中下車はできません。
●タクシーの乗り降りの介助や、投票所内での介助はありません。
●自力での乗降等が困難な場合は介助者が同伴してください。（介助者もタクシーに同乗できます）
●選挙の都度、タクシー利用券を送付します。申請内容に変更が生じた場合は、お申し出ください。
●タクシーに乗車の際は、タクシー利用券を必ずご持参ください。

【申し込み・問い合わせ】
大磯町選挙管理委員会事務局
TEL：0463-61-4100　内線 228
e-mail：senkan-s@town.oiso.kanagawa.jp